## 幕末政治と福沢諭吉

### はじめに

きまい。当日金巻集二関 止へと向かっていくのはどうしてかという問いへの解答の用意であ や主体の形成から本格化するのは文久期以降だと言えよう。しかし、 らえている(1)。なるほど、倒幕運動の側から見た場合、運動の目標 課題であったとの立場から、天保期や嘉永期ではなく、文久期にそ る。後者もまた、政治構造との関わりを抜きにして論ずることはで 動がヘゲモニー獲得後、自らの政治的・組織的基盤であった藩の廃 政治構造との関わりで考えておく必要である。もう一つは、 るように思われる。一つは、そもそも何故に幕府制や摂籙門流制の この発想には、越えていかねばならぬ二つの研究上のハードルがあ 政治的特質が集約された形で一気に顕在化してくるものとしてと 止が政治的課題となってくるのかを、ヘゲモニーの次元ではなく、 制の廃止が維新変革の前提であり、 |史概念としての ″幕末政治』を、 それが幕末政治史最大の研究 家近良樹は、幕府制と摂籙門 倒幕運

題とが、いったい何であったかをつきとめておく必要に気づくだろれを見舞うわけだから、それが抱える相当に深刻であろうはずの問あたっては、それ固有の政治構造と、内乱にいたる政治的動揺がそこう考えてくると、歴史概念としての〝幕末政治〞を定立するに

って海防負担がおおいかぶさってきたとき、「国家」防衛を「四民共新たな支出が困難な状態に陥っていた領主財政に、強まる外圧によたところである(2)。そこでの結論を大雑把に述べれば、こうなる。もっとも、幕末政治の構造とその矛盾については、別途に検討し

### 奥田晴樹

ある(3)。 本語の名(3)。 本語の名(3)。 本語の名(3)。

猛(7)、丸山真男(8)、遠山茂樹(9)、ひろたまさき(広田昌希)(10)、幕末政治に関わる福沢の言説は、浅井清(5)、田畑忍(6)、尾佐竹関わる福沢の言説を検討し、その政治思想史的位相を考えてみたい。府周辺の有識者の一人に、福沢論吉がいる。ここでは、幕末政治にらとは異なる方向で幕末政治に知的にコミットメントしていった幕らとは異なる方向で幕末政治に知的にコミットメントしていった幕らとは異なる方向で幕末政治に知的にコミットメントしていった幕らとは異なる方向で幕末政治の第二段階以降、神田や加藤と並行しながらも、彼

況にも留意して作業をすすめたい。 富田正文(1)らによって、さまざまに論じられてきた。これらは、大 とは言い難いように見受けられる。ここでは、こうした研究史の状 心である。もっとも、後者も、幕末政治のメカニズムとの関わりを意 に、それを行なっていこうとする、尾佐竹、遠山、ひろたらの立場 に、まっている。これでは、こうとする、足が、これとのは、これとの

#### 回想の幕末自画像

建白など一度もしなかった、と述べている(12)。をしきりと強調している。例えば、主家の豊前国中津藩奥平家にも福沢は、『福翁自伝』の中で幕末政治と関わりをもたなかったこと

本の御用で江戸に呼ばれて藩中の子弟を教うるということをし 藩の御用で江戸に呼ばれて藩中の子弟を教うるということをし を改革するが宣いとかいうことは書生のよくや にあることで、イヤどうも藩政を改革して洋学を盛んにするが にあることで、イヤどうも藩政を改革して洋学を盛んにするが にあることだ、けれども私に限りただの一度も言い出したことがな ない。能く世間 をのは、ことはない。能く世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にく世間 をのは、ことにない。にくせばれて著中の子弟を教うるということをし

姿勢に変化はなかったとする(≧)。し、禄高一五○俵を給されたが、『福翁自伝』では政治に関わらない個沢は、元治元(一八六四)年十月、幕府の外国方翻訳局に出仕

どもこれまた、藩に居るときと同様、幕臣になって功名手柄をを貰って一寸と旗本のような者になっていたことがある。けれになってしまえというので、高百五十俵、正味百俵ばかりの米戸に来ている中に幕府に雇われて、後にはいよ人へ幕府の家来藩に対しての身の成行、心のおきどころは右の通りで、さて江

とはいえ、まったく政治思想を包懐していなかったわけではないあろうとも気に留めたことがない。

という。文久二(一八六二)年、幕府の遺欧使節に加わった渡欧の ドイツ主義と、プロイセン主導の小ドイツ主義の対立を抱え、順調 され、一八四八年の三月革命による一時的な中断を経て、一八六六 を説いた、と述べている(14)。 船中で、当時のドイツ連邦のような、諸大名による連邦制への改革 展をみてはいたものの、政治的統合の方は、オーストリア主導の大 統合の方はプロイセンの主導で成立した関税同盟の下で、一定の准 王を首長とする北ドイツ連邦が成立するまで存続した(5)。経済的 年の普墺戦争でプロイセンがオーストリアを敗り、翌年プロセイン オーストリアを盟主として、三五の君主国と四つの自由都市で構成 ドイツ連邦は、ウィーン体制の発足にともなって成立したもので それでも私に全く政治思想のないではない。例えば文久二年欧 うに、松木も箕作も「マアそんなことが穏やかだろう」と言う。 論を論じて、そのとき私が「ドウダ迚も幕府の一手持は六かし 行の船中で、松木弘安と箕作秋坪と私と三人、色々日 い、まず諸大名も集めてドイツ連邦のようにしては如何」と言

とり、朝命を引き出して、幕閣に改革を受け容いれさせようとするとり、朝命を引き出して、幕閣に改革を受け容いれさせようとするいる。久世・安藤幕閣が「公武合体」を呼号すると、それを逆手に合政権へと実質的にシフトさせていくという幕政改革が構想されて「国家」の意思決定そのものにも参加させる、つまり幕府を雄藩連ら政権へと実質的にシフトさせていくという幕政改革が構想されてのではない。旧一橋派の間にはかねてから、幕府に大名統制を緩和のではない。旧一橋派の間にはかねてから、幕府に大名統制を緩和のではない。旧一橋派の間にはかねてから、幕府に大名統制を緩和のではない。旧一橋派の間にはかねている。

夜であり、独立性の強い諸邦の、きわめてゆるやかな政治的連合体

福沢たちの眼に影じたものと思われる。

にはすすまなかった(16)。福沢が引き合いに出した頃はその解体前

はない、ということである。 にいたっている(17)。こうした文脈においてみれば、薩摩藩士の松木 主導の文久改革をもたらし、 に坂下門外の変が起こると、この動きは表面化し、七月には薩摩藩 動きが出てくる。福沢たちの船中談議が行なわれた文久二年の一月 するに、 (のちの寺島宗則) が福沢の所論に賛同したのも頷ける。これを要 福沢の船中所論は、 すぐれて時局政治論の域を出るもので 右の構想は部分的ではあるが実現する

福沢は、この船中所論を除き、幕末政治については沈黙を守った、

『福翁自伝』で述べている(18)。

と言うに、 が出来た。出来たところで、サアそこに至って私が如何するか 本の政治が東西二派に相分かれて、 勤王佐幕という二派の名

第一、私は幕府の門閥圧制鎖国主義が極々嫌いで、これに力 を尽くす気はない。

りなお一層甚だしい攘夷論で、こんな乱暴者を助ける気は 第二、さればとて、かの勤王家という一類を見れば、 固よりない。 幕府よ

第三、東西二派の理非曲直は姑くさておき、男子がいわゆる その性質習慣がない。 みに当たって砕けるというが書生のことであるが、私には 宿昔青雲の志を達するは乱世に在り、勤王でも佐幕でも試

も、攘夷論の「勤王家」にも反対で、しかも両派の間を機会主義的要するに、身分秩序・専制政治・「鎖国」の維持に腐心する幕府に に行動する政治的野心もなかったというのである。

国法を不奉恐悪弊に御座候。

被致候より指起候義にて、時運とは乍申、下より上を凌ぎ、

御

### 佐幕貫徹のための藩政改革提議

と強調している。しかし、事実は、右の回想とはかなり違っている。 藩にも幕府にも建白を行ない、改革を提議したことなどなかった、 福沢は、 後年の回想では、幕末政治には沈黙し、

> 変、 以来、人心に動揺が生じ、不平分子がそれに乗じて尊王攘夷論など 秩序を下から揺るがす動きにある、との情勢認識が示される(20)。 変まで起こすにいたったが、その禍根は身分制に立脚する政治・法 繰り返した天狗党の乱、そして長州藩が京都に武力侵攻した禁門の を唱えて跳梁し、文久三(一八六三)年には大和国五条で天誅組の 時務の儀に付申上候書付」と題する建白を行なっている(19)。 福沢は、幕府出仕後の慶応元(一八六五)年十月付で、中津藩に「御 そこでは、まず、安政五(一八五八)年の日米修好通商条約調印 翌元治元(一八六四)年には常陸・下野両国などで武力衝突を え立入、議論の不及所は力業にて公然と人を殺害致す等、其勢 いたし、妄に鎖国攘夷抔申義を唱へ、諸大名え説込、又は京都 人の輩、平生其身に不足有之候者共、人気の騒立候を好き折と 京都始諸侯にも右浪人共の申分に致一味候者も有之哉にて、既 追々増長致候に付、一には其勢に劫れ、一には其説に迷ひ候て、 抱き候義、誠に以て恐多義に御座候。畢竟は京都雲上の人々並 起り、何れも表向は尊王攘夷抔唱候得共、内心は不測の禍心を に一昨年大和一揆、尚又、野州騒動、長州暴発等、不容易儀指 は篤と承知も不仕、一時人気動揺いたし候所え、諸藩士並に浪 太平打続候余り、人の耳目に馴れざる義に付、御改法の御趣意 去る午年西洋諸国と御条約御取結に相成、新規御改法有之候所、 に諸大名の、下情に通ぜず、軽々敷下人の申立を取用ひ、愚弄

内でも不心得な議論が生じたとしても、 勢の展開に伴い、諸藩が関東・京都・独立などの各派に分かれ、 くまで佐幕の立場に徹すべきだ、と説く(21)。 の情勢認識をふまえ、三ケ条の建策を行なう。第一条では、 譜代藩である奥平家は、

都と云ひ、或は独立と云ふ抔、口論同様の評議にて、評議最中 諸家迚大概平日より一定の国是相立候向は無御座、 唯家来共の議論にて、或は関東と云ひ、 或は京

度義に御座候 も、公儀え御忠節の外御他事無之と申御趣意、断然と被為立、 間 の御瑕瑾とも可相成義出来可申哉と深く奉恐入候御義に御座候 不致、唯下々の騒立候所より、意外の御風聞も被為受、 心得違の者可有之難計、 御国法を不奉恐一般の風俗と相成義に付、多き御家来の内には、 御家の義は旧来格別御恩顧の御家柄、万々一右様の御場合に至 にも不測の難題指起可申、 生些細の事迄も御実直第一に被遊、人心の向ふ所を御定被成 兼てより 御疑惑可被為有義万々無之は、固より申にも不及義 前条にも申上候通り、当時勢、下より上を凌ぎ 御家の義は、 夫が為め御政□の御趣意も世間に貫通 実に気の毒の事共に御座候。 如何様危急の御場合に被為臨候と 御家

それが身分秩序を建て直す第一歩である。譜代の自藩に佐幕の立場の確立を説くのは理の当然である。けだし、藩末政治の禍根を身分秩序の動揺に求める認識に立つ以上、徳川

そこで第二条では、 この佐幕の立場で時局を乗り切っていくには実力が必要である。 治にも乱にも、 候力無之、 仮令国論定り人心の向ふ所不動候とも、 方に御治定被遊 武備不残西洋流に御変革相成、 (中略)。右の次第に付、 後れを取候様可相成奉存候。(中略) 扨今日の武備に 時勢の変遷も有之、 武備の強化、 忘るべからざるは武備にて、武備不整候得ば、 士分の面々へは専ら西洋の文学御引立、 その洋式化を説く(22)。 西洋流の外、実用相成候法無御 御家においても、此度は弥以 人々の心得方区々不相成様 事に臨、其議論を押立 御

成候とも際限有之義にて、迚も御存分の儀出来申間敷候間、矢の義御心配無之ては不相叶候得共、此迄の御暮向何程御取詰相の義御心配無之ては不相叶候得共、此迄の御暮向何程御取詰相の武備御変改に付ては、一時御入費も莫大の義に付、御勝手方商売の利」に求め、そのため蒸気船の購入を提案する(3)。武備洋式化には莫大な費用を要する。第三条では、その財源を「交

国の御武備御整相成候様仕度奉存候

義的政策になる。 義的政策になる。 義的政策になる。 義的政策になる。 義的政策になる。 義的政策になる。 義的政策になる。 義的政策になる。 養的政策になる。 養的政策になる。 養的政策になる。 養的政策になる。 養的政策になる。 神田や加藤は、 大石の政体改革を 神田は商業立国への税制改革、加藤は立憲政体導入への政体改革を 神田は商業立国への税制改革、加藤は立憲政体導入への政体改革を は、 本の政治的な位置づけを異にする。 神田や加藤は、外圧 がの政権の洋式化を必要とする認識では共通しながら、神田や加藤と

の提議となって展開していく。ある。ここでのパラダイムは、幕政の次元ではより大仕掛けな改革ための、武備洋式化と藩営貿易・商業を軸とした藩政改革の提議でための、武備洋式化と藩営貿易・商業を軸とした藩政改革の提議で

## 三 長州藩打倒のための幕政改革提議

る(26)。 
の元兇たる長州藩の征討は「千古の一快事」と、長州再征を評価すの元兇たる長州藩の征討は「千古の一快事」と、長州再征を評価すまず、尊王攘夷論を不平分子による「虚誕の妄説」だと断じ、そ

誕の妄説を申唱候。之が為め、御国内多少の混雑を生じ、廟堂先年外国と御条約御取結に相成候以来、世間にて尊王攘夷抔虚

武力圧服、幕府権力再建論である。

武力圧服、幕府権力再建論である。

武力圧服、幕府権力再建論である。

武力圧服、幕府の所論とは思えないほど、徹底した反幕諸勢力の解にも口出しできないようにせよという。これは、かつて大名連州打倒の余勢で諸大名と朝廷を抑え込み、外交などに「全日本国中」の輩」と、幕府の大名統制から自立をはかる諸大名だとし、また長の輩」と、幕府の大名統制から自立をはかる諸大名だとし、また長の輩」と、幕府権力再建論である。

外交上の措置が四項目にわたって提案されている。州藩が外国と接近して武器などを調達している現状をふまえ、軍事・第一条は、「長賊外交の路を絶其罪状を万国へ鳴候事」と題し、長

まず、現状認識(27)。

は必然の義、或は武器を買入れ、或は金を借用いたし、甚しき(中略)此節長州も必死を極め候義に付、益々悪策を運らし候不も、外国の姦商呼集密に貿易いたし、武器等も多分買込候由、候得共、全く口実迄の義にて、一昨年下の関一敗以後も頻りに長賊の本意は、前段にも申上候通り、最初より尊王攘夷抔申唱長賊の本意は、前段にも申上候通り、最初より尊王攘夷抔申唱

福沢にしてはめずらしい軍事論だが、彼が最も危惧しているのは、直に御召捕に相成候位に、厳重に御取締相立候様仕度、御指留、若又賊より小舟抔にて外国船へ近寄候義も有之候はゞ、此度長防近海へ御軍艦数艘被指遣、二州海岸へ近寄候外国船は

とだった(2)。 長州藩が独自に外交を展開し、諸外国の政治的支持をとりつけるこ

幕府を誹謗するのは必然だとする(30)。 長州藩側では、その留学生たちが海外で自藩の立場を正当化し

国政府の御処置を誹謗仕候は必然の義、国の為筋のみを謀り、牽強付会の説を主張し、百方弁論して御長州よりも遊説の書生をも海外へ指遣候義に付、此者どもは自

る(ヨ)。 パースクもこれに「心酔」していると伝えられていることを指摘すんかも、重視すべきは「大名同盟」論で、イギリス公使のハリー・

可取結と申趣意にて、英公使パルクス抔も内実は其説に心酔い大名を同盟為致、日耳曼列国の振合にて新に同盟の諸侯と条約迄政府の御処置を満足に不心得、由て唯今の御条約を廃し、諸殊に近来は新聞紙抔に大名同盟等申説を唱候徒党有之、右は此

#### たし居候哉の趣

私はある機会から、「ジャパン・タイムズ」のチャールズ・リッ カービィと一緒に数日間の旅行をやったが、そんなことからリ の貿易を大君の直轄地の住民にだけ局限して、この国の大部分不満足なものであることを述べたてた。その条約は、外国人と うに命じた。私はこの問題を採りあげ、大君と締結した条約が との交際を防ぐために、神奈川寄りのはるか遠くに碇泊するよ 入ってきたが、日本側の当局は、外国人の社会とこの船の人々 する気になった。(中略)薩摩の貿易船が一隻この横浜の湾内へ たが、やがてある事件が起こるや、私は政治問題について執筆 ることを許された。その最初の寄稿は、日本国内の旅行記だっ ッカービィと懇意になり、私のつたない原稿を彼の新聞へ寄せ ちは、この写本を介して私のことを知っており、好意をよせて の形で沼田の藩主の精読に供したところ、それが写本されて方々 に手伝ってもらって、これらを日本語に翻訳し、パンフレット 提言をするようになった。阿波侯(訳注 それ以来私は、現在の条約の改良と修正について、いろいろの に代わって支配的な勢力となるべきである、というのであった。 大領主の一人となし、天皇を元首とする諸大名の連合体が大君私の提案なるものは、大君を本来の地位に引き下げて、これを は、条約の改正と日本政府の組織の改造とを求めたのである。 の人々を外国人との交渉から断ち切るものであった。そこで私 くれた。しまいには、その日本文が英人サトーの「英国策論」 である沼田寅三郎という、いくらか英語を知っている私の教師 へ広まった。その翌年、私が旅行の際に会った諸大名の家臣た 蜂須賀斉裕)の家臣

本の両党から、イギリス公使館の意見を代表するものと思われた。 そんなことは、もちろん私の関知するところではなかった。 私の知ったかぎりでは、このことが、長官の耳に入ったことはなかったようだが、その後一八六八年(訳注 明治元年)の初めに樹立された新政府とイギリス公使館の意見を代表するものと思われた。 私の知ったかぎりでは、このことが、長官の耳に入ったことはなかったようだが、その後一八六八年(訳注 明治元年)の初めに樹立された新政府とイギリス公使館の意見を代表するものと思われた。 私の知ったかぎりでは、立のと知れているではなかった。 私の関が存続している間は、政府がそのために多かれ少なかれ「疑いもない事実であって私たちを見ていたことは、疑いもない事実である。

説をみても明らかである。「疑惑」の眼差しをもってイギリス側を見ていたことは、福沢の言「疑惑」の眼差しをもってイギリス側を見ていたことは、福沢の言るが、福沢たちには「心酔」していると伝えられており、幕府側がサトーは、「英国策論」についてパークスが知らなかったとしてい

変化は、幕臣の立場もあろうが、情勢との関係によるものであろう が全国的な内乱へと展開しかねない、と福沢は恐れるのである(34) ヨーロッパ諸国の政府がそれに影響を受けて対日政策を見直すよう 長州藩や薩摩藩の留学生などがこの「大名同盟」論を海外で宣伝し 同盟」論を最危険視し、頭から否定し去ったのである。福沢のこの 前には大名連邦制への改革を説いた福沢が、今度はサトーの「大名 それにしても、同じくドイツ連邦を引き合いに出しながら、 るて自ら依頼いたし候処も有之、右書生輩と申談じ、<br /> 欧羅巴の人心を傾け、各政府の評議も之が為め変動いたし間敷 説いたし、又は新聞紙等へ専ら同盟の説を弁論仕候は、、一時 無之、全日本国内争乱の基を開き、 何れも大名同盟の説に可有之に付、長州の者どもも、 薩州其外諸家よりも、御遊学生多人数海外へ罷越居候其者共 万々一右様の義御座候ては、御家の御浮沈は申迄も 諸大名の間の反幕的な動きに力を与え、 四分五裂、 幕長戦争 多方に游 彼国にお

は相成申間敷、 杯と同日の論に有之間敷奉存候間、速に御預防の御処置無之て 好と同日の論に有之間敷奉存候間、速に御預防の御処置無之て らざるの形勢と相成、其禍災の大なるは、此度長州一国の叛逆

盟」論を論破する宣伝を行なうことを提案する(35)。 する各国の信認をとりつけるとともに、新聞などを用いて「大名同そこで、条約を締結している各国に弁理公使を派遣し、幕府に対

遊説書生抔の浮説に疑惑不致様可相成奉存候。

遊説書生抔の浮説に疑惑不致様可相成奉存候。

遊説書生抔の浮説に疑惑不致様可相成奉存候。

遊説書生抔の浮説に疑惑不致様可相成奉存候。

遊説書生抔の浮説に疑惑不致様可相成奏存候。

遊説書生抔の浮説に疑惑不致様可相成奉存候。

日まで延引され、そのため、諸外国との交渉は駐日各国公使を介して行なうほかなく、また各国政府も幕府を日本政府として信認せず、お乗約締結論やら留学生の「大名同盟」論宣伝への危惧やらが生じ新条約締結論やら留学生の「大名同盟」論宣伝への危惧やらが生じ新発約締結論やら留学生の「大名同盟」論宣伝への危惧やらが生じず、并理公使御指遣の節は、新聞紙布告の義別段被仰渡、彼地に於て専ら政府の御趣意を弁明布告いたし、大名同盟の説を論破候て専ら政府の御趣意を弁明布告いたし、大名同盟の説を論破候は勿論、此度長賊の罪状抔も、事を替へ品を改め、新旧の罪悪、些細の事までも条挙件説、日々出板いたし、遂に世界中の栄誉面目して周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の栄誉面目して周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の栄誉面目して周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の栄誉面目して周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の栄誉面目して周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の栄誉面目とて周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の栄誉面目とて周く長いないが会にない。

を知らざる者と申唱候様仕度、

自伝』の中で、こう述べている(3)。 自伝』の中で、こう述べている(3)。 が、彼は幕府による罪状告発に不満をもっていたようである。『福翁トルえ御達しにも相成候」(3)と、福沢も建白の中で確認している鳴らし海外へ御布告被成候義は、今般十四ケ条の罪状、各国ミニス罪状告発を繰り返し行なうことを説く。すでに幕府は、「長州の罪を罪状告発を繰り返し行なうことを説く。すでに幕府は、「長州藩の新聞での宣伝では、「大名同盟」論の論破にとどまらず、長州藩の

くすも数えがたしというような、漢学者流の文句をゴテくく書 うことを頓と言わない。当りまえならば、 したとみえ、長々と返辞を遣ったその返辞の中に、開鎖論とい 関で外国の船艦に発砲したからとか言いそうなものであるに、 ウいう罪があって征伐するのだろうか、ソレを承りたいと言っ くて堪らないのだ、迚もモウ手の着けようのない政府だと、実 表面には開国を装うて居るも、幕府は真実、自分も攘夷が為た んだとか、或いは勅命に戻り台命に背き、その罪南山の竹を尽 ソンナことは一言半句も言わないで、イヤどうも京都に暴れ込 州の大名は政府の命令を奉ぜずに外国人を敵視するとか、 て来た。そうすると、その時の閣老役人たちがいろいろ評議を であったか米人であったか幕府に書翰を出し、長州の大名にド に愛想が尽きて同情を表する気がない。 いてやった。私はその返辞を見て、コリヤどうも仕様がない、 長州征伐のとき外国人はなかく〜注意していて、 国を開いた今日、長 あるとき英人 下ノ

せようというのだろう。たのはまちがいないようである。この辺を弁理公使に新聞で宣伝されのはまちがいないようである。この辺を弁理公使に新聞で宣伝さ順守の立場から罪状として告発しないことを、福沢が問題視してい 愛想が尽き」たかどうかはともかく、長州藩の攘夷行動を条約

オランダとロシアに留学する幕臣にも同じ宣伝の任務を与えることりあえず、横浜に人をやって新聞で同様の宣伝を行なうことと、近々に決定できるものでなかろうことは福沢も承知しており、そこでと弁理公使の派遣、海外での新聞を用いた宣伝といった措置が直ち

を、緊急の措置として提案する(39)。

るても布告の義、被仰遣候様仕度奉存候。 習罷越居候面々へも、時々御用状被指遣、新聞相添へ、彼地お新聞紙を以て布告仕候様取計、尚又、当時荷蘭国魯西亜えも伝にて頻に長州の罪を鳴らし、政府の御趣意を主張いたし、同所成間敷に付、不取敢横浜表にも内々御人被指遣、前段の御趣意成間敷に付、不取敢横浜表にも内々御人被指遣、前段の御趣意

案されている。外関係とも関わる軍事と財政の両面にわたる重大な改革的措置が提外関係とも関わる軍事と財政の両面にわたる重大な改革的措置が提第二条は「内乱御鎮圧に付外国の力を御用相成度事」と題され、対争理公使の派遣は、幕府の外交体制を大きく改変する措置だが、

yる(4)。 軍事面では、苦戦する幕府軍を助けるため、外国兵の導入を提案

ってきわめて厳しい戦況をふまえ、直ちに役立つ措置として外国兵 家と高田藩榊原家の兵が早くも敗れてしまう。福沢は、 は幕府開創期に四天王と称され徳川軍の再精鋭を誇った彦根藩井伊 大村益次郎) . 借用を提案したのである。文久三(一八六三)年五月一八日に、 た(4)。慶応二年六月七日に幕長両軍の戦闘が始まるが、十四日に 一船搭乗の兵士が、 府は英仏両国守備兵の横浜駐屯を許可しており(42)、 長州藩は、 長引けばこれに駐清部隊の一部などを加えることもでき 緒方洪庵の適塾で福沢と同門だった村田蔵六(のちの の指導で、 福沢が借用の主な対象として想定した外国兵と 武備の洋式化と民衆諸隊の編成をすすめて これと外国 幕府軍にと

よう。

の御掛念も可被為有候 尤外国の兵を御借被成候は人心に指響き、且は御入費も莫大と

もなると断じ、懸念無用と斥ける(4)。よる国内の制圧が最優先課題であり、「名義」などは兵力でどうにでよる国内の制圧が最優先課題であり、「名義」などは兵力でどうにでまず、人心への影響の懸念だが、戦争という事態の下では兵力に

見こそ可有之、右の次第に付、朝敵と云ひ、勤王と云ひ、名は 敵の名を勤王に変じ、恐れ多くも官軍え朝敵の名を与へ候目論 得ば則豊臣家の天下と相成、 候得ば直ちに光秀へ将軍宣下、 義と申は兵力に由り如何様にも相成候事にて、 現今御国内の戦争に及候義 候迄の義に御座候間、 正しき様に相聞候得共、兵力の強弱に由り如何様とも相成候も 官軍え奉対苦戦仕候も、 人心不居合の極度に御座候間、 のにて、 |候者無之、何れも皆兵力の然らしむ所にて、 勅命抔と申は羅馬法皇の命と同様、 唯兵力を以て御国内を御制圧被遊候様仕度! 其辺に拘泥いたし居候ては際限も無之次 万一勝利を取らば京都へ伐ていで、朝 此より外の御掛念は有之間 最早此上は、 又秀吉が首尾能く光秀を誅し候 天子も之を称し世間にても之を 世間 唯兵力に名義を付 光秀が信長を弑 既に此度長賊 の雑説に御動 総て名

長州再征は名実ともに正しいとも付言している(4)。を例示しながら、豊臣から徳川への交代には触れていない。また、と同一視して、それに拘泥せぬよう説いている。もっとも、織田信と同一視して、それに拘泥せぬよう説いている。もっとも、織田信と同一視して、それに拘泥せぬよう説いている。もっとも、織田信という「勝てば官軍」の論理を押し出し、勅命をローマ法皇の命うという「勝てば官軍」の論理を押し出し、「名義」は兵力に従外国兵の借用に朝廷が反対することを予想し、「名義」は兵力に従

候御義、名実共に正しく、何一の御掛念も不被為有義に付、況して此度の御征罰は、天人共に怒る世界中の罪人御誅伐被遊

定するまでにはまだいたっていない。も、内心はどうあれ、公的な場面においては、「名義」そのものを否て正当化することまでは放棄しておらず、兵力に従うものとしつつまで相対化し得てはいるものの、徳川幕府の行為を「名義」によっまで相対化し得てはいるものの、徳川幕府の行為を「名義」によっここでみるように、福沢は、大義名分論を限りなく否定に近い線

く建白の筆勢が、はからずも、吐露せしめてしまう(46)。だが、その国制構想が那辺にあるかを、外国兵借用の正当性を説

こを存ま。制度を御一変被遊候程の御威光相顕候様無御座候ては不相叶義制度を御一変被遊候程の御威光相顕候様無御座候ては不相叶義只々直々其方へ御籏被為指向、此御一挙にて全日本国封建の御外国の兵を以て防長御取潰し相成、其上にて異論申立候大名も、

ているわけである。

ているわけである。

ないるわけである。

としていた(4)。 としていた(4)。 としていた(4)。

し。若し封建の世なれば各州の諸侯よりも其封領の大小戸口のことを知れば、決してこれが為めに害を生ずることはなかるべ僕が考る所にては縦ひ封建にても郡県にても此政体を能く用る

安学に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非 多少等に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非 多少等に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非 多少等に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非 多少等に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非 多少等に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非

ども、若し三代の時の如き封建の世に之を用ひては其利害如何なる 沢の方は、廃藩の必要を説くにいたったのである。 否定する立場はとっていなかった。しかし、慶応二年にいたり、福 いう形での改革が必要だとは考えていたが、いずれも諸藩の存在を を呼号する久世・安藤幕閣とは一線を画しているとみるべきだろう。 改革構想が、大名連邦制論段階の福沢と同様、 こでの所論は、後年の「公議政体」論の先駆的提唱と看做すべきも の国制をそこで論じているがためである。従って、その「朝廷」 るものなれば今郡県の清朝にて之を用るは適当せることなるべけれ の関係については大名連邦制(福沢)なり上下分権(加藤)なりと しては、「将軍=譜代門閥政治」の維持・補強のために「公武合体 識しての発言であることはまちがいなく、この時点での加藤の政体 のである。引用文中の「一旦事起るとき」云々は桜田門外の変を意 の質問を立てて、右の解答を行なっているのは、まさしく近世日本 べきや、」(5)という、清の政体改革に直接関係ないと自認する仮定 \*諸侯\*なるものは、幕府と諸藩に置き換えてよい。とすれば、こ このように、福沢と加藤は、 問答体の『鄰艸』でわざわざ、「西洋各国皆郡県にして此政体を用 文久元―二年段階では、幕府と諸藩 政治的なスタンスと

始めに諸大名を兵力で「取潰し」ていく、という形で国制改革にいもっとも、福沢の構想は、幕府が外国兵の力を借りて長州藩を手

テムを紹介しつつ、多額の借入を提案する(S)。 懸念である外国兵借用の費用の調達方法について論じ、国債のシスー値沢は、幕府への建白の末尾で、「名義」の問題と並ぶもう一つの

ば、 外国の兵を御雇ひ武器御買上に付て、御入用の御掛念も可被為 之、英国抔にても千八百六十二年には八億九千万ポンドの国債 に御座候。此度御取潰相成、 有候得共、此亦少しも御心配に不及義に奉存候。其子細は、 ば日本政府は世界中にて最も富饒の御身代にと奉存候 有之、其年政府の入高は僅七千万ポンド計に候得ば、一 の後は皆済可相成 今防長二州の入高を年々百万俵と致し、金にして凡そ二百万両 一両の取前にて八千九百両の借財有之候割合に御座候。 唯今弐千万両の金を御借用被成候とも、利分を払ひ二拾年 (中略) 一体西洋諸国にては国債と申もの有 以後永久二百万両の御益有之候得 一ケ年七 左候得 唯

歳入の十倍以上の借入が可能だとする。 な資金の調達を借入によって行ない、 をうかがうことができる議論である。 達できるという。さらに、 両を引き当てにして借金すれば、 長州藩を「取潰し」て入手できるはずの、 過剰流動性により市場経済の混乱が惹起されることへの警 一切視野に入っていない。当時の福沢の経済認識のあり様 さらにはそれらの土台をなす社会経済構造の差 イギリスを例に、 外国兵借用の資金などたちまち調 しかもそれを短期間で放出し もっとも、 ここでは、 その貢租収入二〇〇万 国債について説明し、 政府が一時に莫大 日 英両国の金融

成は、当時の有識者の間にみられず、維新政権が三岡八郎(由利公正)主導下の財政政策により実際にそれを経験することになる(54)。これを要するに、この建白にみられる福沢の幕政改革提議は、弁理公使の派遣、新聞の活用、国債など、近代国家の統治行為上不可理公使の派遣、新聞の活用、国債など、近代国家の統治行為上不可理公使の派遣、新聞の活用、国債など、近代国家の統治行為上不可理公使の派遣、新聞の活用、国債など、近代国家の統治行為上不可地のだと言えよう。しかし、外国兵の借用とその資金調達のプランものだと言えよう。しかし、外国兵の借用とその資金調達のプランものだと言えよう。しかし、外国兵の借用とその資金調達のプランは、当時の有識者の間にみられず、維新政権が三岡八郎(由利公成は、当時の有識者の間にみられず、維新政権が三岡八郎(由利公政は、当時の有識者の間にみられず、維新政権が三岡八郎(由利公政は、当時の有識者の間にみられず、維新政権が三岡八郎(由利公政策は、当時の有識者の関にみられて、

### 四 写本『西洋事情』の政治論

洋事情』の起稿までには四年の歳月を要しており、 ことができるかもしれない。もちろん、ヨーロッパ巡遊から写本『西 進むのは、 情』(55)は、 の写本は十分な発酵期間を経て成立したとみてよかろう。 激動を考えれば、 えるられる(56)。そうすると、福沢が大名連邦制論を放棄する方向 した文久二 (一八六二) 年のヨーロッパ巡遊のときに得られたと考 月頃から執筆を開始したとみてよいが、その土台をなす知見は前述 に提議した建白の末尾で参照を求めたとみられる写本の『西洋事 福沢が長州再征に関して、長州藩打倒のために必要な改革を幕 渡欧の船中でそれを開陳した直後に、 前引の末尾の文言からすれば、慶応元(一八六五)年八 かならずしも短い期間であったとは言えない。 その起点を求める その間の政治的

ける(57)。
「文明の政治」については、以下の六ケ条を兼備したものと特徴で「文明の政治」については、以下の六ケ条を兼備したものと特徴でにおける「文明の政治」の特徴と、政治の態様について説明する。さて、この写本は、その冒頭に「国政」の項を立て、ヨーロッパ

○欧羅巴にて文明の政治といへる者は左の六ケ条を兼備す。

任意 国民各、其所好を為すを得、法律に撃縛せられざるを云

「文明の政治」論の異同 表 1

写 本 刊 本 意 任 1 主任 意 教 2 的 3 信 技術文 教 養 4 5 形 福 安 体享 技 文 6 救済 貧 民

うな踏み込んだものとはなっていな となっていることにみられるように、 由についての言及が刊本にみられるよ 写本の説明は抽象的な上に、国民の自

もそうではない。イギリスを例にとっ の弊害を説いている(6)。 いていないのかと言えば、 とはいえ、"信仰の自由"の必要を説 政府が特定の宗派を優遇すること かならずし

みられるように順序は変わっているが、列挙している特色は同じで 洋事情』初編(8)にも同様の「文明の政治」論がみられ(9)、表1に られる立法や施政を意味するものと考えられる。後述する刊本 「任意」とは国民の自由、「的確」とは国民の支持、またそれを得 教養 形体享福人民飢寒の患なきを云ふ 第五条 人才を育するを云ふ。 第四条 信教 宗門を信じて固きを云ふ。 国民法を頼て不意の患なきを云ふ。

7

テスタント」に変ぜしめんとしたれども、国人多くは「カトリ

キ」宗を奉じて政府の命に服せず。因て又令を下し、宗門は

みてよかろう。 刊本での明快な言明の土台をなす思想はすでに固まってきていると to るとみてよかろう。写本ではまだ『自由』の語は用いていないまで 政治の態様については、四種類をあげて、それぞれの特徴につい 遠回しな言い方だが、政教分離、『信仰の自由』の必要を説いてい 説明の内容は実質的にその語の意味するところを語っており、

て簡潔に説明している(61)。 ○政治に四様あり。

しかし、「信教」の説明が写本では、「信仰の固持」となって

いるのに対し、刊本では、『信仰の自由

「モナルキ」 君を建て律を定め政府の命を以て号令するを云

主長を為すを云ふ。 「レピュブリーキ」 即所謂合衆政治なり。 門地貴賤を論ぜず人望の属する者を立て

「アリストクラシ」

国内尊貴の人相集て政治を為すを云ふ。

号令するを云ふ。 「アウトクラシ」 主君独裁の義にて、 只国君一人の意に随て

はあるが、対象とその内容理解は同じとみてよい。「国政」の具体的 これも刊本と比較してみると(62)、表2のようになる。

令を下し他宗を禁じて悉く「プロ

ント」宗門を奉じ、

一時は国内に

数年来英政府にては「プロテスタ

表 2 政体分類の比較(1)	
写 本	刊 本
モ ナ ル キ (建 君 定 律 )	(立立
レピュブリーキ (合衆政治)	H (27X) / 2 73/ 10 C/ 10-()
アリストクラシ (尊貴集合の政治)	貴 族 合 議 (アリストカラシ)
アウトクラシ(主君独裁)	共 和 政 治 (レポブリック)
間接的に映し出してくれる(67)。ギリスの政治に対する評価といういたことがわかる。この主君独裁に知かる、しかも日本を主君独裁に類別え、しかも日本を主君独裁に類別にも適用し得る普遍性をもつ分類にも適用し	を議す。一事一物、必ず此三局の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげ。」とし、正を除く外、各国皆之れあり。」とし、正を除く外、各国皆之れあり。」とし、正を除く外、各国皆之れあり。」とし、正を除く外、各国皆之れあり。」とし、正のなし。」と付言している(6)。この態策としてあげた四つを、甲本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の態策としてあげた四つを、日本や中の影響としてあげた四つを、日本や中の影響としてあげた四つを、日本や中の影響としてあばいる。

れがイギリスの大国化につながっていると説く(元)。

最後の「文学技術」も、

評価は辛いが、

弱点をうまく克服し、そ

に冠たり。(中略 ○英国法律の寛裕なるは欧羅巴諸

×

X ×

本と同様(6)、主君独裁以外の三つの態様を混合していると説く(6)。 な説明は、イギリスを中心としてすすめられ。イギリスの政治は、

英の国政は前所謂政治四様の内第一第二第三を並用するものな

血統の国王を立て宰相デストル以下老臣数員を任じ王命を奉

老臣事を議すといへども、直に是を施行するを得ず。必ず之を じて事を行ふ。即ち「モナルキ」なり。右の如く政府にて宰相

> なからず。(中略) )法律の寛裕なるより其余弊も亦少

「任意」と「的確」に相当し、いずれも 以上は、「文明の政治」の特徴のうち て変革せず、号令信じて欺偽なし。

信

形体享福 文学技術

○英国は多年内乱なく、政治 によるイギリスの評価 表 3 「文明の政治」論 任 意 0 的 0 確

教

不合格である(8)。 合格点が与えられている。では、他の特徴についてはどうだろうか。 「信教」はすでにみたように、不合格である。「教養」も門閥主義で、

者は其才不才を論ぜず服役の年月を数て官を進む。 る者を取らず、或は門地を以て撰挙せられ、既に用ひられたる 検査の法密ならず、之を実地に用るに至りては、必しも才学あ ○英国には大小学校の教甚だ盛にして、入学する者多しと雖も

だけで行なわれないことをとくに強調する(65)。

右の如く、第一政府、

第二上院、第三下院、三局鼎立して国政

福沢は、「国政」の審議に上下二院の議事院が加わり、

国王の政府

即ち「レピュブリーキ」なり。

国内人望の属する者を撰挙し、国民に代りて政事を議する者な

トクラシ」なり。下院ハムモメスの議事官は六百五十員、

(中略) 皆

百員、(中略) 皆高貴の人のみ相集て国事を議す。即ち「アリス く。議事院の内を上下二院に分ち、上院がウスルタスの議事官大抵五 議事院に下して可否を謀る。此議事院を「パルリメント」と名

施策が有効に機能していないとする(6)。 「形体享福」、つまり社会福祉についても、 ○英国には病院、貧院、 盲院、啞院、 法制は整っているが

ること能はず。龍動府中にも乞丐市街に徘徊し、 富み貧者は益、貧なり。土民の貧き者は終歳粗食して生を支ふ 民を救ふの法制備はるといへども、人口多きに過ぎ、富者は益、 傍に餓死する者あり。 癲院等を各処に設て、貧 時としては路

ることがわかる。そして、それを対象の分析や比較の基準として用 たいとするところを整理してできあがっている、一種の理想像であ 定の国をモデルにして組み立てられたものではなく、 いているわけである。 の依拠した欧米の政治学者が各国の長所として考え、 ここにおいて、福沢の「文明の政治」論が、 欧米諸国のうちの特 またかくあり 福沢ないし彼

○英国は技術文学固より盛なりと雖ども、国の風習にて学術多なり。

包蔵しているのかもしれない。 るとも劣らぬ思想面での根本的な性格を、この写本『西洋事情』は 宛の建白がもつ政治・軍事面での徹底した目的合理的性格にも、 の判断誘導を仕掛けているのではなかろうか。そう考えると、幕府 択についても、少なくとも主君独裁は排除していく、という方向へ み立てたのでは、といったいささか穿ちすぎの見方もできなくはな 高めようとし、そもそもイギリスに満点をつけないように基準を組 翻れば、そうすることによって、この政治認識の基準への信頼感を ち、最大の大国であるイギリスに満点をつけなかったことである。 い。さらに、それにとどまらず、 では、その政治分析に妙味をもたせる工夫が施されている。すなわ じめとする西洋諸国をそれで実地に截断してみせたのである。そこ 本を例外としない、政治認識の普遍的基準を提示し、イギリスをは 福沢がある種の判断誘導を仕掛けているとみることはできまいか。 本の読者はその政治の態様についてどう判断するだろうか。ここに、 の三形態を混合した政治の態様をとるイギリスが、「文明の政治」論 ロッパ諸国にどれほどの点数が与えられるだろうか。君主独裁以外 じて半分が合格点を与えられているにとどまる。しかし、他のヨー これを要するに、写本『西洋事情』における福沢の政治論は、日 一厳しい基準の下でも半分の合格点をとっているとすれば、この写 「文明の政治」論によって、 イギリスを採点してみると、 有体に言えば、政治改革の方向選 かろう

### 五 『西洋事情』初編の政府論

諸書を翻訳抄録して解説しようというところにある(元)。 諸書を翻訳抄録して解説しようというところにある(元)。 一刊本『西洋事情』初編は、写本『西洋事情』を下敷きにしたこと 一の冒頭)には、「今茲三月より公務の暇、業を起し、 では、すでに脱稿されていた。けだし、慶応二年七月付の を行なったときには脱稿していたものと思われる。その執筆意図は、 を行なったときには脱稿していたものと思われる。その執筆意図は、 を行なったときには脱稿していたものと思われる。その執筆意図は、 と行なったときには脱稿していたものと思われる。その執筆意図は、 と行なったときには脱稿していたものと思われる。その執筆意図は、 と行なったときには脱稿していたものと思われる。その執筆意図は、 と行なったときには脱稿していたものと思われる。で)。 一個のはまちがいないが、全面的に増補・改稿されており、両者は別個の はまちがいないが、全面的に増補・改稿されており、両者は別個の はまちがいないが、全面的に増補・改稿されており、両者は別個の

洋籍の我邦に舶来するや日既に久し。其翻訳を経るもの亦尠か洋籍の我邦に舶来するや日既に久し。其翻訳を経るもの亦尠か洋籍の我邦に舶来するや日既に久し。其翻訳を経るもの亦尠か済な利益をもたらしたが、西洋各国の政治風俗如何を詳にせざれば、一度用に益なきのみならず、却て害を招んも亦計るべからず。後来の洋学は、日本の「文明の治」を助け、武備の欠を補う上で、多大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治風俗如何を詳にせざれば、一度の大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治風俗如何を詳にせざれば、一度の大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治を経済などの紹介が立る大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治を経済などの紹介が立る大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治を経済などの紹介が立る大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治を経済などの紹介が立る大な利益をもたらす恐れがあるという。その克服が本書の内容とねらいとなる(元)。

引の長州再征に関する建白にみられるように、長州藩を尊王攘夷な 夷論の克服にあることが読みとれよう。福沢は、この時点では、 それとは異なることを付言する。ここから、福沢の目的が偏狭な攘 福沢は、本書のねらいが攘夷のために西洋を研究する「海防家」の か、敵とすべきかの判断の材料が得られるであろうとする。そして、 その政府論に的を絞って検討を加えてみたい。 こでは、本書の内容全体についての検討は別の機会に譲るとして、 幕末における福沢の国家思想のあり様をみてとることができる。こ ているが、そこでは加藤と異なる方向での政府論が開陳されており、 てそれをはたそうとしているかである。 たとすれば、本書はその思想的解体をねらったものと言えよう。 論の首魁とみなす長州藩の軍事的・政治的解体をめざすものであっ 書執筆の目的と時期を重ね合せて考えてみると、幕府宛建白が攘夷 大名で「第一着に事を始め」たものととらえていた(7)。これと、本 る「虚誕の妄説」を唱えて幕府から自立したいとの「野心」を抱く 一史・政治・軍事・経済を紹介すれば、これらの国々を友とすべき その執筆意図はどうあれ、 英米両国で出版された歴史や地理の書物を抄訳して、西洋各国の を知て後に彼を伐たんとするのみの趣旨には非らざるなり。 福沢がそこでどのような議論を展開し 本書の論点は多岐にわたっ 前

藤の場合、政体の種類、 過激の徒は之を忌み、此法則を破らんとしたれども、 生命を安んじ其私有を保たしめんとする趣旨なるが故に、 世の開るに従て、 て一体と為し、力を以て衆人の意を達せしむる所以のものなり。 生命を保護する為めの処置を設け、これを国の制度と名けり。 来制度の目的とする所は、人の強弱智愚に拘はらず、各、其 政府の起源である(75)。 遂に理を以て力を制し、一定の制度を施行することを得 是即ち世に政府の起りし本源なり。 小弱無力の者、 従って諸政体の差異にその関心がもっ 相共に謀て、 政府とは人心を集め 人々の通義を達 衆寡敵し 無謀

ぱら向けられており、

福沢のように、

そもそも政府とは何であるか

を問 したのが政府である、という社会契約論的見地をとる。 産の保全を目的として多数の人々が少数の反対者を力で抑えて共立 かにしようという発想はみられない。起源の面では、生命と私有財 さまざまな形態に共通して貫かれている政府の本質を明 加藤は『鄰艸』で、世界万国の政体を四

に分類している(76)。 政府の形態について、

なり。 凡そ世界甚広く国を立ること無算なりと雖ども、其政体を論ず アデオプラテキャの二ツとなるなり。故に精細に区別すれば世界万国の政 一ツに分れて、君主政治の政体は君主握権なきだがか上下分権などがと 体は君主握権、上下分権、 の二ツとなり、官宰政治の政体は豪族専権アプステカラテキと万民同権 云ひ、又官宰政治と云ふは一国万民の上に君なくして官宰諸 政治と云ふは一国万民の上に一人の君有りて之を統御する者を . ば君主政治ササラル官宰政治ルヒワョサの二政体に外る、者なし、其君主 謀議して其政治を為すを云ふなり、 豪族專権、 されども此二政体各復た 万民同権の四政体となる

福沢も、 西亜 唯国君一人の意に随て事を行ふものを、立君独裁ジステヒと云ふ。魯 シッッ門地貴賤を論ぜず、人望の属する者を立て、主長となし、国 定の国律ありて、君の権威を抑制する者を、 貴族合議が対外国内の貴族名家相集て国政を行ふ。曰く共和政治 政治に三様あり。 一般と協議して政を為す。又立君の政治に二様の区別あり。 これと同様、 支那等の如き政治、是なり。 曰く立君はれ楽、 政治の態様を四つあげている(7)。 征伐、一君より出づ。 国に二王なしと雖ども、 立君定律ヨナルモナルキ

藤)・立君独裁 較してみよう。 けることは、それぞれの性格づけも含め、 けが異なっている。君主政治 写本との比較はすでに試みたので、ここでは加藤の 素材としては同一の四種類だが、表4の如く位置づ (福沢) と上下分権 (加藤)・立君(福沢)を、 (加藤)・立君定律 同一の理解に立っている 君主握権(加 (福沢) に分 『鄰艸』と比

どめず、 高決定権を誰が握っているかに向けられている。 府本質論をとることと関連して、国家意思決定のあり様ととその最 めていくかにあり、一方、 で区分する。ここにはからずも両者の関心のおき処の違いが浮かび に即して、貴族合議と共和政治の差異を立君とのそれを同等の比重 又、立君独裁と称する政治にても、事実に於いて生殺与奪の権 命を以て国内に号令するは、 に英国の政治は、三様の政治を混同せる一種無類の制度なり。 人望の属する者を選挙して下院を建つるは、共和政治なり。 院に会して事を議するは、貴族会議の政治なり。門閥を間はず、 之を兼用するものあり。 斯の如く、三様の政治、 実態に即して組み立てようとする姿勢がある(78)。 福沢の場合、その政治認識を、 寸 主握 主 政 君 定 加藤の関心は執行権力のあり様とそれにどう箍をは 律 君 官 専 合 貴 族 議 宰 政 万民同権 福沢のそれは社会契約論的見地に立つ政 共 和 政 治 各々其趣を異にすれども、一国の政に 即ち英国の如き、血統の君を立て、 立君の体裁なり。国内の貴族、 イギリスを立君・貴族合議(上院)・ したる墺地利よりも尚ほ甚し。 蘭西の共和政治は、 るものあり。千八百四十八年仏 政治と雖ども、 らにすること能はず。又、共和 尚は一人の私意を以て国政を専 仰すること神の如しと雖ども、 西亜皇帝の如き、人民の之を尊 を一人の手に執るものなし。 国家意思の最高決定権の所在 政府形態の制度的差異にと 当時立君独裁と称 或は有名無実な 其法律の苛

故

E 上

魯

とは言えず、フランスの第二共和政の法律は立君独裁のオーストリ 共和政治」と高く評価している(79)。 うした中で、アメリカだけは、制度と実態が合致している「純粋の アよりも苛酷、という具合に実態に即した政治認識を強調する。そ 点は写本と同じである。立君独裁のロシアは皇帝の恣意的専制

ことに注目して、豪族専権と万民同権を官宰政治として一括してい

福沢はそうした見地をとらず、

とみてよかろう。

しかし、

加藤は執行権力が君主に握られていない

加は建国以来既に百年に近しと雖ども、 政を議し、毫も私なきは亜米利加合衆国を以て最とす。亜米利 純粋の共和政治にて、事実、人民の名代人なる者、 嘗て国法の破れたるこ 相会して国

ここには、 がそうした姿勢をとる背景もまた、その政府本質論にある(8)。 差異が、両者の間に、早くも生じていることを確認できよう。福沢 する姿勢をとっていることは、やはり注意しておかねばなるまい。 において、制度を問題にする加藤と異なり、 は別に検討せねばならぬが、ひとまずそれを脇において、政治認識 もっとも、こうした政治の実態認識がどれほどの妥当性をもつか 二の君相又は議政官の手に非ざれば行はれ難きが故に、人心を るより外ならず。国政の方向を示し順序を正するの事は、 の上より処置せざる可らず。 政府の体裁は各、相異なると雖ども、 せざれば、衆を害して寡を利するの患あるが故に、此亦政府 めて一体と為さゞる可らず。衆民の便利を謀るにも、人心一 唯人心を集めて恰も一体と為し、衆民の為めに便利を謀 今日でもなお厳存する政治認識の二つの立場に連らなる 其大趣意は前にも云ひし 福沢が実態をより重視

要な機能から組み立てる機能主義的発想は、 をはかる必要があるからだとする。政府の存立目的をその成立上必 府も人心一致なしには成り立たず、そのためには多数の人々の便利 ことをいずれもその存立の目的とする。それは、 通底する経験論的思惟から出ていると言えよう。 また、 注目すべきは、 さまざまな形態をとっても、 福沢もまた政府論の鍵を人心一 多数の人々の便利をは 実態重視の政治認識と いかなる形態の政 致に求めて

共和政治

(下院) の混合形態とする

58

出すことができる。

出すことができる。

共力」実現という幕末政治の課題に向き合っている姿を、そこに見いることであり、中津藩や幕府への建白にはみられなかった、「四民

らす限りにおいてであることを確認する(8)。と、そして国民がその政府を支持するのは政府が国民に利益をもたさらに、福沢は、そこから一歩進めて、国民が政府をつくったこ

有害無益の長物と云ふ可し。 を府たらんものも、若し国民の為めに利を謀ることなくば、之を府たらんものも、若し国民の為めに利を謀ることなくば、政権国内一般に其徳沢を蒙らんことを望むのみの趣意なれば、政本来諸国に政府を立て、国民の之を仰ぎ之を支持する所以は、

社会契約論的見地に立つ以上、当然ともいえるが、「国民による、社会契約論的見地に立つ以上、当然ともいえるが、「国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、国民のための。

に連繋するものであることも確認しておきたい。社会の資本主義的編成にとって不可欠な一要件たる〝欲望の開放〞想は、やはり経験論的思惟から出ているものであることとともに、また、国民が自らの利益をはかることを当然視する功利主義的発

を割いて言及しているところである。福沢の政府論で注目されるのは、その「職分」に多くのスペース

まず、「職分」の基軸である(83)。

を保つの三箇条を以て其大綱領とす。政府の職分は、国民を穏に治め、国法を固く守り、外国の交際

|大綱領だとする。三番目の外交について、わざわざ "保つ" とし穏健な国民統治、国法の厳守、外交の保持を、政府の「職分」の

保にあるとする(&)。 「職分」の最緊要事は、"法の下の平等』と適正な刑罰・裁判の確ているは、攘夷論を意識してのものであることは、多言を要しまい。

従し、 たとえ政府が一時的に過失を犯したとしても、 厳守することである。それが、人民の生活安定、 産保全の基本的条件をなし、そうした誠実で公平な政治を行なえば、 \*法の下の平等。と適正な刑罰・裁判の確保とは、 とを得る所以なり。故に政を施すに誠実を主とし公平を失はざ 在り。是即ち人民の生を安んじ、 其職分にて最も緊要なる一大事は、 それを支持し続けると説く。 仮令ひ一時の過失あるとも其政府を遵奉せざる可らず。 、自由を得、 法を平にし律を正にするに 人民はその政府に服 自由獲得、 私有の物を保つこ つまり国法を

らないとする(86)。中身が人々に恩徳を施し、国内の人心を獲得するものでなければな中身が人々に恩徳を施し、国内の人心を獲得するものではなく、施政の正大」を要求するが、それは政体の如何によるのではなく、施政の加藤が「公明」な政体を求めたのに対し(85)、福沢も政府に「公明

乱臣賊民を罰するにも必ず惨刻に過ることある可し。を処するが如く、専ら私を顧て公明正大の趣意を失ふときは、を服すれば、其政府安定にして、仮令ひ横逆の事件起るとも、を服すれば、其政府安定にして、仮令ひ横逆の事件起るとも、ず、国中の人心を得る所以は、恩徳を施すに在り。徳を以て人政府の体裁は、何様たるを論ぜず、又其年代の新旧にも拘はら

国民に参政を許しているのである、と説く(8)。確信の上に立っているからであり、その上で寛大な政治を行ない、定性は政府の形態によるものではなく、国民の支持を得ているとの政治を行なっているからだとして、イギリスを例にあげて、その安政府が国民の動きに恐れをいだくのは、政府自身が国民に苛酷な

国政府の安妥なる所以は、其政治の体裁に由て然るにはあらず、なり。政府の安妥ならざるは必ず恐怖する所あるが故なり。英政府の自から恐怖するは、必ず刻薄にして狐疑する所あるが故

を害するものなきを知ればなり。衆庶相議することを許す所以は、その言行宜を得て、国の制度、自から安んずることを許るが以は、その言行宜を得て、国の制度・唯国中の人民に好意を抱くもの多しとのことを信じて、政府も

国民統治をあげる所以である。 これすなわち、福沢が政府の「職分」の三大綱領の一つに穏健な

く(8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

((8)。

(

六つの柱を立てて、説明している(8)。 福沢は、この穏健な国民統治の内容を、「文明の政治」と称して、

の要訣ありと云へり。の要訣ありと云へり。

しかも踏み込んだ説明となっている。は写本と同じだが、刊本の方がその内容について、いずれも詳しく、この「文明の政治」論は、すでに比較したように、基本的な枠組

に自由を保障することであると説明している(タシ)。 その第一に、「自主任意」を掲げ、「四民平等」を前提として、人々

べしむるを趣旨とす。但し貴賤の別は、公務に当て朝廷の位其所を得て、毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才力を伸することなく、朝廷の位を以て人を軽蔑せず、上下貴賤各、がることなく、朝廷の位を以て人を軽蔑せず、上下貴賤各、所好を為し、士を好むものは士となり、農を好むものは農と第一条 自主任意 国法寛にして人を束縛せず、人々自ら其

るものを小人とするのみ。するものを君子として之を重んじ、文字を知らずして力役すするものを君子として之を重んじ、文字を知らずして力役すを尊ぶのみ。其他は四民の別なく、字を知り理を弁じ心を労

「文明の政治」の第一の要訣だとしたのである。「文明の政治」の第一の要訣だとしたのである。とこそが、の「四民平等」を前提にして、人々に自由を保障することこそが、その限りでは、加藤も「四民平等」を理想としていたと言える。福その限りでは、加藤も「四民平等」を理想としていたと言える。福その限りでは、加藤も「四民平等」を理想としていた。の「四民平等」を前提にして、人々に自由を保障することこそが、の「四民平等」を前提にして、人々に自由を保障することこそが、これを理想の政体としていた。「文明の政治」の第一の要訣だとしたのである。

っている(空)。 『自由』の語は、『自由狼藉』といった用法にみられるように、どちらかと言えば、それまではマイナス・イメージが付着していた。ならかと言えば、それまではマイナス・イメージが付着していた。

又はリベルチと云ふ。未だ的当の訳字あらず。け存分のことをなすべしとの趣意なり。英語に之をフリードムの義に非らず。総て其国に居り人と交て気兼ね遠慮なく自力丈本分、自主任意、自由の字は、我儘放盪にて国法をも恐れずと

っきりと説かれている(タイ)。 第二は、写本では明言を避けていた"信教の自由』で、今度ははに刊行した『立憲政体略』においてである(タイ)。

加藤が国民の自由権について体系的に論ずるのは、

慶応四年七月

なさべるを云ふ。
第二条 信教 人々の帰依する宗旨を奉じて、政府より其妨を

イギリスの事例を紹介している。もっとも、「右等の故を以て、天主し人命を害するの例、尠からず。」として、以下で、写本と同内容のその説明では、「古来、宗旨の争論よりして人心を動揺し、国を滅

所は、写本にはみられないものである(5)。教に帰依する者は、家を挙て他国へ移住すと云ふ。」と述べている箇

第三は、学術を奨励し、技術開発を促すことである(9)。

第四は、第三の基礎となる学校教育である(9)。

第四条 学校を建て人才を教育すること。

僧祉も同様である <sup>(8)</sup>。いたのに対し、第三、第四は施政の内容を論じている。第六の社会第一、第二が人々の平等と自由という、政治の基本的な枠組を説

て貧民を救ふを云ふ。 第六条 人民飢寒の患なからしむること。即ち病院貧院等を設

欺偽なく、人々国法を頼み安じて産業を営むを云ふ。 第五条 保任安穏 政治一定して変革せず、号令必ず信にして第五は、施政の安定、一貫性という、その形式を説いている(<sup>9</sup>)。

済政策での失敗の事例があげられている(※)。は得られないというわけである。その説明では、もっぱら財政・経施政の安定なくして、経済・社会の安定、法に対する人々の信頼

正なり。

一世なり。

一世なり。

明屋へ預けしと云ふも、其制度の固くして頼むべき所あるの一任の趣意を失ふものなり。現今仏蘭西帝所有の金を英国の為替人会社の法を破り、或は為替問屋の分散する等、皆其政治に保警へば、或は国債を償はず、或は通用金の位を卑くし、或は商

る。

け取っておいて、まずまちがいなかろう。

は、幕政批判としての意味ももってこよう。もっとも、「商人会社のが化政・天保期以来の幕政の常套手段であったことを考えあわせれば、幕政批判としての意味ももってこよう。もっとも、「商人会社のば、幕政批判としての意味ももってこよう。もっとも、「商人会社のば、幕政批判としての意味ももってこよう。もっとも、「商人会社のば、幕政批判としての意味ももってこよう。もっとも、「商人会社のば、幕政批判としての意味ももってこよう。もっとも、「商人会社のば、幕政批判としての意味ももっているのは、それらいれて、まずまちがいなかろう。

しい発想と言うべきだろう。っていくのかというところに関心を向けているのは、やはり福沢ら実際の施政の内容と形式の両面で、どう人々の支持と信頼をかちといずれにせよ、政治について、制度だけを問題にするのではなく、

勢をとることを原則とするというところにある(回)。は、経済・社会の領域での国民の活動に対しては、"自由放任"の姿施政の内容については、後段で詳論しているが、その基本的見地

大凡政府の行ふ可らざることにして、之を行ふとも其益なき箇大凡政府の行ふ可らざることにして、之を行ふとも其益なき箇大凡政府の行ふ可らざることにして、之を行ふとも其益なき箇大凡政府の行ふ可らざることにして、之を行ふとも其益なき箇な市場経済。を保障し、政府は不足には、政府は、国民に就業機会を提供したり、賃金の額や労働量、商品政府は、国民に就業機会を提供したり、賃金の額や労働量、商品政府は、国民に就業機会を提供したり、賃金の額や労働量、商品政府は、国民に就業機会を提供したり、賃金の額や労働量、商品の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、『自由の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、『自由の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、『自由の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、『自由の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、『自由の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、『自由の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。

ることなり。 に非らず。其最も大切なるものは、窮民を救ふに至当の法を設抑も亦世上の事務に、政府より関係して助け成す可き箇条なきに非らずがしている。その筆頭は、窮民の救済である(≥)。

う促していくことにあると説く(B)。 配慮し、施政の目標はあくまで国民が独立して生計をたてられるよただ、それが国民の独立心を弱体化させるようなことがないよう

け成すに在り。助を仰ぐこと勿らしめんが為め、自ら其風俗を鼓舞して之を助助を仰ぐこと勿らしめんが為め、自ら其風俗を鼓舞して之を助職分は、一国内の人をして各〝独立の活計を営み勉めて他の扶救窮の法を設くるは、極めて難事なるが故に、政府たるもの、

維持、酒屋・劇場の開設、運賃、住宅建設などである(宮)。 以下、列挙されているものは、教育、衛生、ガス灯、水道、治安

漸進論だと言ってよかろう。 治の実際においては最も肝要な問題である。ここでの福沢の立場はこうした「文明の政治」に、どう接近していくのか――これが政

姿勢をとる(≦)。 ストを一挙に廃止すれば混乱は必至だとして、その改革には慎重なストを一挙に廃止すれば混乱は必至だとして、その改革には慎重なまず、国民の平等という政治の枠組の問題では、東洋諸国のカー

んとすれば、必ず混乱を生ず可し。ケーストと云ふ。此風俗は往古よりの旧例にて、今俄に之を改ありて、各3其職業を異にし、階級も亦上下の別あり。これを東洋諸国にては、国民の種類を分ち、一種類毎に具りたる権威

日本の士農工商(四民)の区別と同様だと説明している(質)。右の一文に次の割注を付し、カーストはインドが典型で、中国や

重な姿勢をとる(頭)。

重な姿勢をとる(頭)。

重な姿勢をとる(頭)。

がならず「国の不幸」をもたらすとして、これまた慎み治の態様についても、立君独裁をいきなり共和政治に変革しよい。風俗なり。猶支那日本にて士農工商四民の別あるが如し。

ざるが故に、其権あるも其事を為し能はざるべし。 り出で、国中に人物ありと雖ども政治に関係することを得ざるり出で、国中に人物ありと雖ども政治に関係することを得ざる 欧羅巴にても其国3の風習に由り、国政は尽く官府有司の手よ

もうまくいくまいと予想している(脳)。後者では「平人」の政治的経験が不十分なため、参政権を付与してきないとする。そして、イギリスとフランス・ドイツを比較して、きな権を付与しても、不慣れなために、その権利をうまく行使でコーロッパでも立君独裁の国が少なからずあり、そこでは「平人」

英国に於ては、罪人の取扱、市中の取締、村邑の評議、街道の

処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一級置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一人のでは、

我英国にて至善至美の政治を以て国民の自由を達せしめし所以我英国にて至善至美の政治を以て国民の自由を達せしめし所以我英国にて至善至美のの亀鑑と云ふ可し。

持の上での「理外の便利」を挙げている(三)。とる点にはかわりない。福沢は、世襲君主制の効用として、人心維立君独裁を除く、他の三つのシンクレティズムであるが、立君制をこそ、「千歳不朽の亀鑑」だという。その政治の態様とはすなわち、こそ、「千歳不朽の亀鑑」だという。その政治の態様とはすなわち、

上の位に立て、人心を維持するに若くはなし。是れ所謂理外のを得たる名家の子孫を奉じ、恰も之を其家族の総名代として君をれども、立君の制度を以て国を治んとするには、国内の人望徳ある者を撰びて君と為し、国政を施して妨ある可らざるの理抑も一国の内には人物も少なからざれば、門地に拘はらず、才

便利なり

「文明の政治」の実現にあると言えよう。
定律、貴族合議、共和政治のシンクレティズムであり、その下でののあり方は、イギリスを手本とするもので、立君独裁を除く、立君これを要するに、『西洋事情』初編において、福沢が推奨する政府

# まとめにかえて

次のように書き送っている(空)。 二 (一八六六) 年の十一月七日付で、門下の福沢英之助に宛てて、福沢は、幕府への建白や『西洋事情』初編の刊行を行なった慶応

御忘却被成間敷候。 大名同盟の論は不相替行はれ候様子なり。此議論は決して お情にて、わが国の文明開化は進み不申、今日の世に出て大 とは、、大君のモナルキに無之候では、唯々大名同士のカジ リヤイにて、わが国の文明開化は進み不申、今日の世に出て大 と同盟の説を唱え候者は、一国の文明開化を妨げ候者にて、即 を世界中の罪人、万国公法の許さゞる所なり。此議は太郎殿、敬輔 大名同盟の論は不相替行はれ候様子なり。此義は太郎殿、敬輔

想さえした。

た考えられる。 この丸山所論は、如上の検討から、次の二点で再検討を要するも

る。幕府への建白をみる限り、「外国勢力」を導入して「内乱」に勝を「何より」も「おそれ」たことが、その立論動機だとする点であ第一に、福沢が「内乱」やそれを口実とした「外国勢力の介入」

リオだったと考えられる。 利することで、「大君のモナルキ」を実現する――これが福沢のシナ

第二に、それを「絶対主義政権」と特徴づけていることである。第二に、それを「絶対主義政権」は、刊本『西洋事情』初編における政治の態様分類に従えば、立君独裁(デスポット)に属する。この書簡で、福沢類に従えば、立君独裁(デスポット)に属する。この書簡で、福沢類に従えば、立君独裁(デスポット)に属する。この書簡で、福沢類に従えば、立君独裁(デスポット)に属する。この書簡で、福沢類に従えば、立君独裁(デスポット)に属する。この書簡で、福沢利することで封建制を解体した上でのそれを想定したものだと言えが言っていることである。

だったとみられる。

いったとみられる。

る勢力とはみていたものの、彼らの間から廃藩への動きが出てくるとも長州藩については、尊王攘夷を名目とし、倒幕を真の目的とすもう一つは、福沢の政治情勢判断の問題である。福沢は、少なく

ね合わせて考える必要があろう。 のかどうか――廃藩置県へと向かう政局史の研究の現況(型)とも重 うした情勢判断は慶応二年段階ではやむを得なかったとみるべきも めとする「文明開化」も実現できまいと考えていたわけである。こ とは考えていなかったと言えよう。それ故に、「文明の政治」をはじ

加藤や神田の言説との比較を行なう上で、避けて通るわけにはいく ったのか(いなかったのか)も検討を要すると言えよう。これは、 三つ目は、「大君のモナルキ」論が、福沢のその後の言説をどう縛

これらはいずれも厄介な宿題だが、後日の検討を期したい。

- (1) 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、一九九五年 一一月、一~二頁および一四頁を参照。
- 2 学院短期大学紀要』第二八号、一九九七年三月を参照。 拙稿「近代日本における立憲政体導入の歴史的前提」『北陸
- 3 九九六年一月を参照。 一九九五年一月、「加藤弘之の立憲政体提議」同第一〇号・一 拙稿「神田孝平の地租改正提議」『京浜歴科研年報』第九号・
- $\frac{1}{4}$ 加藤弘之が立憲政体導入の政体改革を提議した『鄰艸』は、 ともに文久元(一八六一)年十二月に執筆されている。 神田孝平が商業立国への税制改革を提議した「農商弁」と、
- 5 四六~四七頁を参照 浅井清『明治維新と郡県思想』厳松堂、一九三九年一一月、
- 6 社、一九四二年九月所収)八~九頁を参照。 田畑忍「解題篇」(加藤弘之『強者の権利の競争』日本評論
- 7 8 尾佐竹猛『明治維新』下巻、白揚社、一九四九年八月、七 〇四頁を参照。 丸山真男「福沢諭吉」(『戦中と戦後の間』みすず書房・

- 九五年一一月再収、初出は一九五三年六月)を参照。なお、 九七六年一一月所収、『丸山真男集』第五巻・岩波書店・一九 引用は『丸山真男集』による。
- (9) 遠山茂樹「維新当時の福沢の思想」(『遠山茂樹著作集』第 と征長建白」(同右所収、初出は一九九〇年三月)を参照。 六月所収、初出は一九六五年七月)、同「福沢諭吉の海外視察 五巻「明治の思想とナショナリズム」、岩波書店、一九九二年
- 10 六七~八四頁を参照。 ひろたまさき『福沢諭吉』朝日新聞社、一九七六年一一月
- 12 11 月、二三二~二四一頁を参照。富田は基本的には前者に属す るが、後者の研究成果も摂取している。 福沢諭吉『福翁自伝』岩波文庫、一九七八年一〇月、一七 富田正文 『考証 福沢諭吉』上、岩波書店、一九九二年六
- 六頁。以下、『自伝』と省略。
- 14 13 同右一八一頁。 同右一八〇頁。
- 15 とウィーン体制」(岩波講座『世界歴史』第一九巻、岩波書店 一九七一年三月所収)を参照。なお、浅井はこれに関して、 ドイツ連邦については、末川清「ドイツにおける『改革』

次のように述べている(浅井前掲書、四六~四七頁)。 之を間違へて、明治卅年頃の独逸を以て、文久二年頃の あり、独逸同盟は国家連合(Staatenbund)に過ぎない。 る。 北独逸連邦以後は 国法学上連邦国(Bundsstaat)で 文久二年の時分は丁度独逸同盟を組織して居ったのであ 独逸と同じものと考へて話されたものか――然らばこの 者のみが茲に謂ふ連邦である。故に福沢先生はうっかり 回顧談は誤って居る一 前者は国法上の団体で後者は国際法上の団体である。前 連邦と言はれたか— 然らば之は連邦思想では無い― -或ひは又独逸同盟の意味で独逸

と訳している(同所五一二一五一七頁を参照 ミッタイス=リーベッヒ『ドイツ法制史概説』改訂版・創文 味する。同盟。の概念をもってとらえられるべき実態であり、 社・一九七一年一二月でも訳者の世良晃志郎は "ドイツ同盟 法学上は、 国際法上の団体である国家連合を意

三一(一八九八)年頃(「福沢諭吉年譜」(『自伝』所収)三四 訳している (同書八頁を参照)。 年頃までは可能である。 六頁を参照)まで遡及できるかどうかだが、少なくも大正末 の語も用いられており、その用法が『自伝』が脱稿した明治 ランド=ローズが著した『欧州諸国民発達史』上巻・冨山房・ 一九二五年一二月では、 しかし、わが国の現在のドイツ史学界では、"ドイツ連邦 例えば、ケンブリッジ大学教授のホ 訳者の瀬川秀雄が『ドイツ連邦』と

17

16

もともに union の語で表わす英語を通じて対象を理解して たかどうかはともかく、英学者である彼が、、連邦、も、同盟、 いった事情も考慮にいれておく必要があろう。 福沢が法学上の議論や歴史学上の用法を十分に知悉してい 富田は浅井の指摘を受け容れて、福沢が〝ドイツ連邦〟の

混線したという想定はもとより、。同盟、と言うべきところを とがわかる。従って、福沢の「誤り」を認めてしまうのは早 断じている。しかし、右に見た歴史学や英語圏での用語事情 当な用語だとの前提に立って組み立てられている。さらに浅 七一年に連邦制をとって成立した第二帝政下のドイツ帝国と 語を用いたのは「諭吉の晩年における回想の誤りである」(富 計なように思われる。 に徴すると、そうした浅井の前提それ自体が成り立たないこ 岡前掲書二三六頁) と認めているが、いかがなものか。一八 \*連邦』と誤ったとの想定も、ともに "同盟"こそが唯一正 後者ならば、福沢の所論は連邦思想ではない、とまで

> ない。 るが、ここではその判断を下すだけの史料的根拠を見出し得 とがあらためて浮き彫りになった。福沢がそうした実態を十 所論のスタンスは、雄藩サイドに相当に傾いていたことにな 分に知った上で、引き合いに出していたのだとすれば、その 政治的・法的紐帯の点できわめてゆるやかなものであったこ

- 一九七八年四月を参照 R・シュターデルマン『一八四八年ドイツ革命史』創文社
- 中彰『開国と倒幕』「日本の歴史」第一五巻・集英社・一九九 同時代ライブラリー版・岩波書店・一九九五年一月(初版・ 一九五一年二月)、升味準之輔『日本政治史』第一巻「幕末維 一年八月を参照 幕末の政治過程の事件史的概観は、 明治国家の成立」東京大学出版会・一九八八年三月、 遠山茂樹 『明治維 田
- 『自伝』一八一~一八二頁。

18

- 19 三~六頁(以下、『全集』⑩と省略)。なお、引用は『福沢諭 吉選集』第一巻・岩波書店・一九八〇年一一月(以下、『選集』 ①と省略)による。 『福沢諭吉全集』第二〇巻、岩波書店、一九六三年六月、
- 21 20 同右八九~九〇頁。 『選集』①、八八頁。
- 23 22 同右九一頁。 同右九〇一九一頁。
- 25 は、東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』巻六・東京大学 以後のものであるとみられる。なお、 走について言及しており(『選集』①、九六頁を参照)、それ 出版会・一九八三年一一月(初版は一九四三年三月)を参照 以下で検討する福沢の建白書の文中に彦根・高田両藩兵敗 『全集』 ②、 六~一一頁。 第二次幕長戦争の経過
- 26 九二~九三頁。

もっとも、浅井の議論で、

福沢が引き合いに出した対象が

- 同右九三~九四頁。
- (28) · (29) · (30) · (31) 同右九四頁。
- 32 一九九一年二月、二八頁を参照。 岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第三版、 岩波書店、
- $\widehat{34}$ 33 文庫、一九六○年九月、一九七~一九八頁。 アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』上、岩波 『選集』①、九四~九五頁。
- (35)・(36) 同右九五頁。
- 38 37
- 『自伝』一八五~一八六頁。
- 『選集』①、九五~九六頁。
- $\widehat{40}$ 同右九六頁。
- ては、田中彰『高杉晋作と奇兵隊』岩波新書・一九八五年一 ている (一五六~一五七頁を参照)。長州藩の軍制改革につい ○月を参照。 の葬儀で村田蔵六に会い、その攘夷家ぶりに驚いたと回想し 『自伝』では、文久三(一八六三)年六月、師の緒方洪庵
- 42 前掲『近代日本総合年表』二二頁を参照
- 44 43 同右九六~九七頁。 『選集』①、九六頁。
- (45) · (46) 同右九七頁。
- 48 47 以下、同書からの引用において文中の合字はすべて解して表 治篇」、日本評論社、一九二九年一一月所収)、九頁。なお、 経済史研究会、一九七三年一一月、七七~八四頁)を参照。 神田孝平「農商弁」(本庄栄治郎『神田孝平 加藤弘之『鄰艸』(吉野作造編『明治文化全集』第七巻「政 ー研究と資料
- 49 同右一一頁。

記する。

- $\widehat{51}$ 九八頁。
- 『全集』及び『選集』の校訂にあたった富田正文は、

集』①・九八頁、引用は後者による)。 にほぼ同文の次の注記を付している(『全集』②・一一頁、『選

一七六ページに収めた写本『西洋事情』のことであろう。 した『西洋事情』と題する一本を写させて添付するから の文末の「昨八月中より」以下に、昨八月中より書き記 この文書には別に尾佐竹猛所蔵のもう一つ写本があり、 いが、その『西洋事情』とは『福沢諭吉全集』第十九巻 御覧願いたいという意味の文言が記されてあった。惜し いことに尾佐竹本は戦災により失われ、今は見る由もな それは幕府の外国方関係筋で作られた写本と覚しく、右

 $\widehat{53}$ 九六~九七頁。

54

- 藤村通『明治財政確立過程の研究』増補版、 中央大学出版
- 55 部、一九六八年六月を参照。 『全集』⑲、一九六二年一一月、一七六~二〇四頁。

富田前掲書、上、二六三~二六四頁を参照

57 同右一七六~一七七頁。 56

- 58 『全集』①、一九五八年一二月、二七五~三八二頁。
- $\widehat{60}$ 59 『選集』①、一〇三~一〇五頁を参照。 『全集』 ⑨、一八一頁。
- 61 同右一七七頁。
- 62 『選集』①、一〇二頁を参照。
- $\widehat{63}$ 同右一〇三頁を参照。
- $\widehat{64}$ 『全集』 ⑩、一七七~一七八頁。
- 65 同右一七八頁。
- $\widehat{67}$ 66 同右一七九頁。
- $\widehat{68}$ 同右一八〇~一八一頁。 同右一八一頁。
- 同右一八一~一八二頁。
- 『選集』①、一〇一頁。

- $\widehat{74}$ 同右九二頁 同右一〇〇~一〇一頁。 一〇〇頁
- $\widehat{75}$ 同右一九六~一九七頁。
- 引用文中の合字は解して表記した(以下同様)。 治篇」、日本評論社、一九二九年一一月所収)、六頁。なお、 加藤弘之『鄰艸』(吉野作造編『明治文化全集』第七巻「政
- 『選集』①、一〇二頁。
- 78 79 同右一〇三頁。 同右一九九頁。
- をたてて、こう答えている(一三頁)。 加藤は『鄰艸』でこう述べている(九頁)。 南北戦争のような内乱がおこっているのか、という問い 其公明なることは此政体の右に出る者あらず 有識才徳の士上に立て暗昧愚蒙の下を治むる者なれば、 尤も万民同権の政体は一国中君臣尊卑の別を立てず、唯 加藤は、理想の政体である万民同権のアメリカで何

と雖とも、 べしと云ふ説を起せしに、南方にて数多の奴僕を買ひ入 統領に抜擢せられたる林硜と云へる人頗る賢良の人にて はざるより起りし者にして、其起因を尋れば元来今度大 体なる故、 生して已に南北の両部に分れ、今仍戦争の鎮まらざるは 公平なる説を拒て之に服せず、夫より南部諸州漸く北部 る、ときは大いに其活計の妨げとなる故、甚だ此林硜の れて常に之を使役する諸人は之を使役することを禁ぜら だ天心に戻ることとして、以後は此事を厳禁して可なる 花旗の南部諸州の人奴僕を買て之を苛酷に使役するを甚 怪しむべきことなりと云はる、は一理なきにしもあらず 足下の花旗国は万民同権の政体にてありながら近頃国乱 是れ則上に説くが如く万民皆権を同ふする政 朝廷にて其威権を以て下民の説を破ること能

> は実に公明寛仁の説といふべき者なり。 て真に国家万民の利を顧みざる説と云ふべく、林硜の説 と不和を生じて遂に争乱を起せしなり。されども是れは 南部人の説甚だ天心に戻る者にして、唯己れが利を謀り

艸』はその年末に著わされている。そこで、加藤は、南北戦 予想し、また仮に独立を維持したとしも、そのためには奴隷 介している。その上で、南部はいずれ敗れるにちがいないと た南部の「国家万民の利を顧みざる説」との対立にあると紹 する「公平」ないし「公明寛仁の説」と、奴隷を酷使してき その争点が、大統領に当選したリンカーンの奴隷解放を主張 を政府が抑圧しないところから起こったと説いている。また、 争の原因を論じて、万民同権なるが故に国民間の意見の相違 を自ら解放せざるを得ないだろう、との見通しを述べている (一三~一四頁)。 南北戦争は文久元(一八六一)年四月に起こっており、『鄰

して其志を遂ぐること能はざるは明かなり。 て南部人の其欲志を遂げ得べきの理なし、又近来の新報 永く独立をなさんと欲せば必奴僕を廃するに非れば、 く合衆部に入るを冀はんこと決して疑ふべからず、但若 ては南部人は年を経ずして復た北部人に降りて初めの如 く独立すること能はざるは明かなり。故に僕が考る所に を慕て漸く、北部に奔るよしなれば、南部人の決して永 紙を見るに南部の奴僕南部人の不仁を悪み、林硜の仁徳 けれども、又天定て人に勝つの時節必来る者なれば決し ば、大欲無道なる南部人一旦は勝利を得ることもあるべ されども今は所謂人盛にして天に勝つの時節なるべけれ 決

とみてよかろう。その意味ではたしかに、ここでの加藤の言 勝利といった判断基準は、やはり儒教的発想に依拠したもの ここにみられる「時節」、「天」と「人」の葛藤、「仁徳」の 植手通有のように儒教的民本主義と特徴づけることも

ここでの言説は、儒教』よりも、、民本主義』にアクセントを ことも指摘している。仮に儒教的民本主義と称するならば、 その一方で、北部への奴隷の逃亡の動きをあげ、民衆の支持 想の形成』岩波書店・一九七四年三月所収〕を参照)。しかし、 四巻・中央公論社・一九七一年一二月、のち同 弘之を中心として」〔同編『西周 論は左の如し(一四頁)。 存立をはかるならば、民衆の支持を調達しなければならない を得られない国家の存立は困難であり、また翻って、国家の できよう(「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性――西周と加 おいて理解しておくべきではなかろうか。けだし、加藤の結 加藤弘之』日本の名著第三 『日本近代思

決して恢復すること能はざるなり。 が為めに却りて国政公明寛大に移るの理あり。何分君主 故に万民同権の国にては其乱れ易きの理あれども、亦之 容易に乱れずと雖とも、若し一旦乱る、に至るときは再び 握権の国にては朝廷威を厳にして下民の権を奪ふが故に、

う特徴づけるかの問題がここにはあると言えよう。 の例外ではなかったことを認めた上で、その思想的個性をど ともまた、見落すわけいはいかないのである。当時の一般の 言説が儒教的発想のパラダイムに拘束されており、加藤もそ 「下民の権」の有無がもう一つの判断基準をなしているこ

- 84 83 同右一九九頁。 『選集』①、二一六頁。
- 85 注 (82) の引用文を参照。
- 86 『選集』①、二〇〇頁。
- 87 同右二〇〇一二〇一頁。
- 同右一〇三頁。

88

同右二〇一頁。

- 同右一〇三~一〇四頁
- 『鄰艸』八頁

- 92 選集』①、一〇四頁
- 章は『国民公私二権』と題され、そこで国民の私権として自 藤弘之の立憲政体提議」を参照。 由権が論じられている。なお、これについては、前掲拙稿「加 四章からなり、政体総論・上下同治・万民共治に続く第四 加藤弘之『立憲政体略』(前掲『明治文化全集』第七巻所収
- (95)・(96)・(97) 『選集』①、一〇四頁。
- 同右一〇五頁。
- $\widehat{99}$
- 100 同右一〇四~一〇五頁。
- 102
- 106 105 104 103 101 同右二二三~二二四頁。 同右二二五~二二九頁を参照。
  - 同右二〇五~二〇六頁。 清人
- 同右二〇六頁。
- (108) · (109) 同右二〇二頁。
- 111 110 107 同右二一六頁。多冊がはからう、さの見取しを述べては
- 同右一九八~一九九頁。
- 112 『全集』①・一九六一年一一月・三一頁、『選集』③・一九
- 八一年一一月・二九頁。
- 松尾正人『維新政権』吉川弘文館、一九九五年九月を参照。 丸山前揭論文、三二〇頁。

114 113

(一九九六年九月二二日稿了)